

## 江田島市ふるさと交流館における特産品販売実施要綱

この要綱は、一般社団法人江田島市観光協会（以下「当法人」という。）が、江田島市ふるさと交流館（以下「交流館」という。）での特産品販売を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

### （販売範囲）

第1条 当法人は、交流館での展示販売のほか、当法人ホームページ上での通信販売及びイベント等への出店において特産品販売を行う。

### （事業者の募集）

第2条 当法人は、ふるさと交流館等における特産品販売（以下「特産品販売」という。）を希望する事業者（以下「事業者」という。）を随時募集する。ただし、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」で規定する団体及びその構成員の申込については受け付けないものとする。

### （契約の締結）

第3条 当法人は、この要綱と特産品販売実施要領（別紙様式1）（以下「要領」という。）に同意し、特産品販売申込書（別紙様式2）の提出を行った事業者と契約を締結する。

### （卸価格・販売価格）

第4条 事業者が当法人の会員である場合、卸価格は販売価格の8割を標準とし、事業者が当法人の会員でない場合については、卸価格は販売価格の7割を標準とする。ただし、入荷時点で期限が一か月未満である特産品に関する卸価格は、事業者が当法人の会員である場合、卸価格は販売価格の8割5分を標準とし、事業者が当法人の会員でない場合については、卸価格は販売価格の7割5分を標準とする。消費税は別とする。

### （注文・納品・支払）

第5条 注文、納品及び支払方法については、要領に基づいて行う。

### （製造物責任）

第6条 商品の欠陥によって第三者に損害を与えたことにより当法人に損害が生じた場合、事業者はその損害を賠償するものとする。

### （権利の譲渡等の禁止）

第7条 事業者は、要綱及び要領に基づく一切の権利の全部又は一部を第三者に譲渡又は

担保に供してはならない。また、要綱及び要領により生ずる義務の全部又は一部を、第三者に引き受けさせてはいけない。

(契約解除)

第8条 事業者は、取引の解除を行う必要が生じたときは、注文の受付を停止する1か月前までに当法人に特産品販売申込取り下げ書(別紙様式3)を提出すること。

(契約取消)

第9条 当法人及び事業者は、相手方が規約に違反した場合、相当の期間を置いて催告したにも関わらず是正されないときに、契約の全部又は一部を取り消すことができる。また、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要することなく直ちに契約を取り消すことができる。

- (1) 監督官庁より、営業の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- (2) 支払停止又は支払不能の状態に陥ったとき。
- (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、その他強制執行若しくは競売申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (4) 破産、民事再生手続、又は会社更生手続開始決定の申立等の事由が生じたとき。
- (5) 相手方に対する背信行為があったとき。

(損害賠償)

第10条 当法人および事業者は、規約に違反し相手方に損害を与えたときは、その損害の全てにつき賠償する責任を負う。

(契約期間)

第11条 契約期間は、販売申込書を受理した日から当該当年度の3月31日までとする。期間満了1か月前までに別段の申し出がない場合は更に1年延長されるものとし、以後も同様とする。ただし、当法人がふるさと交流館の管理業務を行わなくなった場合にはその限りではない。その場合には事前に事業者へ通知を行う。

(その他取決め)

第12条 その他取決めについては、要領に基づいて決定する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。